

里親支援事業に係る普及促進等業務及び週末里親業務
仕様書

1 業務名

里親支援事業に係る普及促進等業務及び週末里親業務（以下「本業務」という。）

2 業務の趣旨・目的

平成28年児童福祉法の改正及び平成29年8月に策定された「新しい社会的養育ビジョン」により、保護を要する子どもに対しては、「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親やファミリーホームへの委託を進める（家庭養育優先原則）こととされている。また、令和2年3月に策定した「堺市社会的養育推進計画」では、里親等委託率の具体的な目標値を定め、里親等委託のさらなる推進及び質の高い里親養育の実現を目指すこととした。これを踏まえ、本業務は、里親制度等の普及促進や里親の積極的なリクルート活動、養育の質の確保のための研修・トレーニングの実施及び里親養育への支援を通じて里親等委託の促進を図るものである。また、児童養護施設等に入所中の児童で、保護者との面会や保護者宅への外泊等がほとんどない児童等に対し、家庭生活の体験を保障する週末里親事業を実施するなど、要保護児童や里親等への支援を総合的に実施することを目的とする。

3 履行場所

堺市が指定する場所

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 人員配置

受注者は、以下に示す従事者を配置しなければならない。

(1) 統括責任者 1名以上

(2) 里親リクルート担当職員（以下、「リクルーター」という。） 1名以上

リクルーターの主たる業務内容等は以下のとおり。

- ・里親制度等の普及啓発活動の企画及び実施
- ・里親になることを希望する者及び養親希望者に対する里親の役割や意義の説明
- ・里親支援

ただし、リクルーターは月20日以上勤務とすること

(3) その他、本業務の遂行に必要な十分な人員

なお、受注者は、従事者に対して、フォスタリング事業等に関する研修を受講させる等、業務を行う上で必要な知識と経験を備えさせること。

6 業務計画の報告

受注者は、後記7の(1)～(5)の各業務について、様式第1号の業務計画書を半期ご

とに堺市に提出すること。上半期は令和6年4月15日までに、下半期は令和6年10月15日までに提出することとする。

7 業務の内容

受注者は、本業務を遂行するにあたり、本業務全体の運営を円滑に行うように努めること。また、業務の実施にあたっては、平成30年7月6日子発0706第2号厚生労働省子ども家庭局長『「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について』の一部内容を踏まえて実施すること。

(1) 里親制度普及促進・リクルート業務

里親制度等の普及促進及び里親等委託の推進のためには、社会的養護の現状及び里親制度等への社会の理解を深め、広く一般家庭から里親希望者を求めることが必要である。このため、広く市民に対しての積極的かつ戦略的なリクルート活動及び里親経験者や養子縁組により養親となった者の協力を得て、講演や説明会等を実施し、養育里親及び養子縁組里親を開拓すること。なお、本業務の実施にあたっては、リクルーターが中心となり、「堺市社会的養育推進計画」に掲げる目標達成を視野に入れて実施すること。（堺市全体として年間11名の新規登録里親を目標）

① 里親普及促進及びリクルート活動の実施

ア 既存の里親普及促進・リクルート活動の実施

既存の啓発内容については、堺市ホームページ（里親のことを知ってください）等を参照

- ・パネル展示（10月の里親月間の実施を必須とし、それを含め市・区役所で年5回以上実施）

パネル展示で使用する制作物については以下のとおり。

- ・制度の概要、登録までのフローチャート、里親の実体験等についてのパネルを1枚ずつ作成
 - ・制作物は、スチレンボードのパネルやトロマットのタペストリー等
 - ・サイズはB2程度以上とし、少し距離がある場合でも視認性があるもの
- なお、制作物に係る経費は受注者負担とする。

- ・区民まつり等、市民が集うイベント等におけるブース等での普及促進活動（年20回程度）
- ・受注者は里親支援機関として、ホームページ及びSNSを作成し、里親制度の紹介や里親登録の流れの紹介、説明会等のイベントの周知等を含む定期的なメンテナンスの実施
- ・堺市と関西大学との地域連携事業で実施予定の普及促進活動（堺キャンパス祭での啓発ブースの設置運営や関西大学での里親に関する講演に係る里親等講師の選定や日程調整等）（啓発ブースの設置運営は年1回、講演については年3回程度）
- ・里親月間における里親シンポジウムの開催（100名程度を定員とし、講演会や映画上映会、里親体験発表等を複合的に含むこと）（年1回）
- ・市の施設以外での里親地域相談会（年14回以上）
- ・市役所における養育里親説明会及び区役所における相談会の実施（それぞれ隔月

での実施)

- ・さかい子育て応援団登録企業及び里親制度の普及促進について既に協力関係にある団体、企業への継続したポスター掲示等に係る書面等による協力依頼

上記の説明会等に係る参加募集はオンライン及び電話での申込を受け付ける等の利便性が高く効果的な方法により実施し、会場使用料等の経費については受注者が負担することとする。

また、やむを得ない事情により実施できない場合は発注者と協議の上、代替としての企画を立案し、実施することとし、相談会・講演会等の実施にあたっては、感染症等の拡大状況に応じて、集合型での実施によらず、代替手段を講じて実施すること。なお、会場等で実施する場合は、感染症等の拡大状況に応じて対策（人数制限、検温、マスク、手指消毒、アルコール設置、換気等。以下同じ。）を講じたうえで実施すること。

イ 新規の里親普及促進・リクルート活動の実施

里親の新規開拓を行うための活動を受注者が効果的と思われる方法で、独自の提案をし実施すること。その際には、オンライン説明会やWeb上の広告、SNS等を媒体としたより柔軟で多角的な視点をもった内容とすること。なお、業務の実施にあたっては、様式第2号の提案書を堺市と調整のうえ作成し提出すること。

ウ 里親委託等推進委員会や本市からの依頼に基づく取組

里親委託等推進委員会（（6）①を参照のこと）で提案された企画や本市に里親制度普及促進依頼があった場合の企画内容や日時等の調整を、関係機関や企業・団体等と実施すること。

例

- ・ショッピングモールでの説明ブースの設置（令和4年度実績 6回）
- ・当該委員会委員で担当区を割り振っての区内企業等への啓発協力依頼 等

② 相談受付

里親希望者等からの電話及び来所による相談や問い合わせ等について以下のとおり対応すること。

- ・対応人員は2名程度
- ・時間は年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及び祝日を除いた月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで
- ・電話回線数については2回線以上
- ・費用負担は受注者によるもの

③ 休日相談受付（月2回程度）

上記②について、里親希望者等が平日に相談することが困難な場合も想定されることから、休日においても気軽に相談や問い合わせができるよう電話及び来所による相談や問い合わせ等に対応すること。

- ・対応人員は1名程度
- ・時間は年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き、午前9時から午後5時まで

(2) 里親研修・トレーニング業務

里親登録及び登録の更新に必要な基礎研修・登録前研修や更新研修及び登録里親等に対して、子どもを養育する際に直面する様々な事例に対応するためのトレーニングや研修を企画・案内・実施し、養育の質を確保することにより、委託可能な里親を育成し、更なる里親委託の推進及び適切な養育環境の維持を図る。なお、研修等の実施にあたっては、感染症等の拡大状況に応じて、集合型での実施によらず、代替手段を講じて実施すること。また、会場等で実施する場合は、感染症等の拡大状況に応じて対策を講じたうえで実施すること。

里親研修・トレーニングの実施にあたっては、満足度を調査するアンケートを発注者と協議のうえ作成し、参加者からの回答を受け改善に努めること。

なお、研修の実施に際し該当者への案内や広報、申込受付、資料準備、講師調整・謝礼の支払いについては受注者にて行うこと。

① 里親登録希望者、登録更新希望者に対する必須の研修の実施

平成21年3月31日付雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「養育里親研修制度の運営について」、平成29年3月31日付雇児発0331第37号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「養子縁組里親研修制度の運営について」、平成14年9月5日付雇児発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「専門里親研修制度の運営について」に定められている研修期間に基づき、次のア～オの研修を実施すること。また、児童養護施設等への施設実習受け入れ等のための調整を行うこと。

ア 養育里親希望者に対する養育里親登録上必須の研修の実施

イ 養子縁組里親希望者に対する養子縁組里親登録上必須の研修の実施

ウ 養育里親登録更新希望里親に対する養育里親登録更新上必須の研修の実施

エ 養子縁組里親登録更新希望里親に対する養子縁組里親登録更新上必須の研修の実施

オ 専門里親登録更新希望里親に対する専門里親里親登録更新上必須の研修の実施

ア・イについては、年4クール程度（令和4年度実績 延べ40組62名）、また、ウ・エについては、年2クール程度（令和4年度実績 延べ2組2名）とし、オについては、参加希望者数等（1名程度）の状況に応じて、子ども相談所と協議の上、決定すること。

② 登録里親への研修の実施

登録里親の養育の資質の向上に資する研修を実施すること（年2回以上（4～9月中に1回以上、10～3月中に1回以上実施、1回2時間程度、午前9時から午後5時までの間で実施））。

研修テーマ例

被虐待児童の理解、子どもの権利擁護、真実告知、食事と栄養、コミュニケーション等
なお、日程については、土曜日、日曜日又は祝日の開催とし、多数の参加が見込まれる設定とすること。会場については受注者において、申込者数を把握し、申込者全員（参加者10名程度）が受講できるよう配慮の上設定し、会場利用に係る費用を負担するこ

と。

③ 未委託里親へのトレーニングの実施

未委託里親（令和4年度末時点 約50世帯）への家庭訪問を実施（年1回以上）し、未委託里親の状況把握を行い、堺市子ども相談所へ報告する。その上で、事例検討やロールプレイ、施設や里親宅での実習等、有効なトレーニングを実施すること（集団での実施、個別の実施は問わない）。

④ 乳幼児を希望する里親希望者及び登録里親に対する追加実習の実施

受け入れ先の開拓（例：乳児院、保育施設、地域の子育てサロン、産院等）、受け入れ先と里親希望者及び登録里親（いずれも年間1組程度）との調整を行う。受け入れ先への謝礼は受注者負担とする。

⑤ 上記①、②の研修時には、普通救命講習等の研修を実施すること。

⑥ 上記①～④の研修時に保育が必要な場合は、以下の資格または経験を有する者による保育を提供すること。なお、謝礼については、受注者の負担とすること。

- ・保育士資格を有し、保育経験を有する者。
- ・本市において里親登録又は里親経験を有する者。
- ・その他、前2項と同等の資格又は経験を有し、本市が適当と認める者。

(3) 里親への支援

- ① 里親家庭及び委託解除後の里親家庭に必要な応じて定期的に訪問すること等により、委託された子どもの養育状況の把握に努め、子どもの養育に関する適切な指導や助言、及び里親へのアフターケアを行うこと。（年間100件程度）
- ② 「堺市里親家庭養育支援事業実施要領」（平成21年4月1日施行）に基づき、堺市里親家庭養育支援事業を必要に応じて実施すること。（年間15件程度）

概要

- ・里親家庭の負担を軽減することにより里親委託の推進を図ることを目的とする
- ・養育支援とは、里親宅での家事支援及び委託児童への保育支援をさす
- ・対象は、現に委託児童を養育している里親で、養育支援が必要な者とする
- ・支援者は、里親登録者又は里親経験がある者のほか保育士資格を有し保育経験がある者等とする
- ・養育支援が必要な者からの利用申請を受け、登録者から適当な者を派遣する
- ・派遣された支援者には、1時間あたり1,000円の謝礼を受注者負担で支払う

(4) 里親の相互交流支援

① 里親子同士の交流支援

以下に挙げるような里親子同士の交流ができるイベント等の開催方法と内容について、年間スケジュールを設定し、開催の情報提供を行う等相互交流の支援を行う。なお、会場使用料等の経費については受注者が負担することとし、いずれのイベントにおいても親子で参加ができるよう保育が必要な場合は提供すること。（保育従事者の資格については、(2) 里親研修・トレーニング業務⑥と同等とする。）

- ・里親同士が情報交換や交流ができる場（毎月）
- ・未就園の里子がいる親子同士が交流できる場（年2回）
- ・里親が講演や研修等を受講し意見交換等ができる場（年1回）
- ・里子同士が交流ができる場（年2回）

② 里親会の事務局業務への支援等

以下の取組に係る文書等作成や経理事務の補助、イベント企画運営の補助（会場の確保や設営）、会員への情報提供等、その他里親の相互交流促進に付随する業務への支援を実施する。

- ・里親会定例会（毎月実施、2時間程度、大人15名程度、子ども10名程度出席）
会員らが年間の決算報告や事業計画、取組の予定共有、情報交換を行う会議等
- ・里親サロン（毎月実施、3時間程度、大人10名程度、子ども10名程度出席）
里親子らが集い室内遊びやプール、公園への遠足や座談会等を実施
- ・外部の会議・研修（年間7件程度、各大人5名程度出席）
全国里親会等が実施する研修会や会議の情報提供や出席者の調整

(5) 週末里親業務

「堺市週末里親事業実施要領」（平成20年12月1日施行）に基づき、堺市週末里親事業について以下の業務を実施すること。（令和4年度末時点登録数 71組）

① 週末里親を増やすための啓発活動

説明会やパネル展、ブースの設置などにより、里親の制度普及促進に係る啓発と同時に実施する。（実施回数については7（1）①アを参照のこと）

② 新規の週末里親の募集・研修（年間2回程度）・登録（年間2組程度）

- ・募集、登録方法 Web上や広報物による募集とし、登録に際しては面接や堺市子ども相談所への情報共有する等連携しながら実施
- ・研修内容 社会的養護や里親制度、児童の特性等について

③ 週末里親と対象となる子どものマッチングにおける子ども相談所や児童養護施設等との調整

④ 週末里親を利用する児童数を増加させるための取組

里親委託等推進委員会（(6)①を参照のこと）において、児童養護施設等から週末里親を利用する児童がいるかの聞き取りや働きかけを行う。

⑤ 子どもの受け入れ後の週末里親（活動里親という。）の家庭の訪問等による支援（活動里親20組程度、訪問15回程度、電話連絡5回程度）

⑥ 登録されている週末里親に対する研修の実施（年間1回程度、参加者10名程度）

- ・研修内容 児童養護施設等で生活する児童の生活や社会的養護を取り巻く現状について等

⑦ 未活動の週末里親に対する年1回の連絡及びその状況の確認・報告（令和4年度末時点 未活動里親約50組）

- ・確認・報告内容 週末里親利用児童の現状の説明や家庭の現状把握、週末里親の登録継続の意向等

- ⑧ その他週末里親業務の円滑な実施のために必要な取り組みの実施
また、啓発活動にあたっては、具体的な数値目標を設定し、業務計画書へ明記すること。

(6) 堺市及び里親関係機関との連携

- ① 受注者は、里親普及促進の企画立案や相談受付状況の情報共有、里親関係機関の相互連携等を目的として開催する里親委託等推進委員会に参加すること。里親委託等推進委員会は代表者会議を年1回程度、実務者会議を月1回開催し、堺市及び受注者を含む里親関係機関が参加するものとする。
- ② 受注者は、里親委託児童及び里親登録者の把握とマッチングに関する情報共有、里親委託の可能性の検討、委託後支援の方法や役割分担等について話し合うための会議に参加すること。(月1回程度開催)
- ③ 里親支援専門相談員との連絡を密にし、普及促進、里親への支援において情報共有や役割分担等について相互に連携すること。
- ④ その他里親業務推進のために、他の里親支援機関や関係機関と情報共有や業務実施等について連携すること。

上記(1)里親制度普及促進・リクルート業務及び(5)週末里親業務の活動に必要な広報啓発物を作成する際には、相談先として「堺市子ども相談所」及び事業者名を記載すること。また、広報啓発物を新規に作成する場合は、子ども家庭課や関係機関に随時相談すること。

8 実績報告

受注者は、前記7の(1)、(2)及び(5)の各業務について、様式第3号の実績報告書を6か月に1回提出すること。

提出期限 上半期(4月～9月分):令和6年10月10日まで

下半期(10月～3月分):令和7年3月31日まで

9 設備

本業務の実施にあたっては、受注者は、次の設備を設けるものとする。

- (1) 事務室(原則堺市内とし、相談者等が来所しやすい立地とすること。)
- (2) 里親等が来所できる相談室等の設備
- (3) その他、業務を実施するために必要な設備

10 費用負担

本業務の履行に必要な経費はすべて受注者が負担するものとする。

11 暴力団等の排除について

- (1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
 - ② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。
- (2) 再委託契約等の締結について
- 受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。
- (3) 誓約書の提出について
- ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
 - ② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
 - ③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。
- (4) 不当介入に対する措置
- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
 - ② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
 - ③ 本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
 - ④ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

1 2 個人情報の取扱いについて

本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- ① 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

- ② 個人情報を電子データで保管する場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の措置を施すこと。
- ③ 個人情報を含む資料等を送付する際は、従事者を変えて宛名と内容物のダブルチェックを実施すること。

1 3 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方協議して定める。
また、仕様内容等契約事項に変更が生じた場合は、その都度協議するものとする。